

令和7年度三原市シティプロモーション推進業務受注者プロポーザル選定募集要項

1 要旨

本市では、三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び三原市シティプロモーション戦略（以下「戦略」という。）に基づき、本市が市内外から「選ばれるまち」となるため、市民や企業、市役所による総力戦で、話題となる情報を発掘・深掘りし、まちの魅力として効果的に発信することで、三原のイメージの向上やブランドを確立し、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するとともに、ふるさと納税の獲得につなげていくため、令和7年度三原市シティプロモーション推進業務を実施する。

受注者の選定は、公募型プロポーザルにより実施し、提案業者の当該業務に関する知見、技能、経験等を見極め、戦略やこれまで実施してきた取組の方針・内容を理解し、効果的な情報発信が実施できる事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和7年度三原市シティプロモーション推進業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度三原市シティプロモーション推進業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算上限額

4,000千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2号各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。
登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (7) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。
- (8) 三原市内に本店又は支店その他営業所を有する者であること。

4 提出書類

(1) 参加申込書類

番号	提出書類	様式等
①	令和7年度三原市シティプロモーション推進業務受注者プロポーザル選定参加申込書	様式第1号
②	商業登記簿謄本 ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
③	印鑑証明書 ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
④	三原市に対して税の滞納が無い証明(納税義務がある業者のみ) ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
⑤	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意

(2) 企画提案書類

番号	提出書類	様式等
①	企画提案書 ※1	任意
②	見積書 ※2	任意

※1 番号①「企画提案書」は、市が求める仕様の内容を考慮して作成することとし、特に次の内容について記載すること。また、記載内容も次の順とし、A4 サイズ 20 ページ以内とすること（表紙は除く）。

- 1 業務目的・業務内容の理解
 - ・業務の全体像（本業務の各取組がどのように目的達成につながるのか、1 ページ程度で全体像をわかりやすく説明すること。）
- 2 業務実施に必要な能力・実績・実施体制等
 - ・シティプロモーションや情報発信に関する業務実績
 - ・本業務の受注体制、担当者、受注者との情報の共有方法等
 - ・業務実施スケジュール
- 3 業務内容
 - (1) 本市魅力の取材・記事制作及び発信
 - ・取材先候補、取材方法
 - ・制作する記事案（「ふるさと納税の返礼品及び事業者」に関する記事案を1つ作成し提案すること。また、共感を得るポイントを説明すること。）
 - (2) ふるさと納税プロモーション動画の制作
 - ・制作する動画の長さ、本数
 - ・制作する動画の内容（動画の構成案を1つ作成し提案すること。）
 - (3) 効果的な情報発信
 - ・制作する記事及び動画の発信方法
 - ・市内総力戦による発信体制の案及び発信体制の構築・運用方法
 - (4) 市外向けプロモーションの実施
 - ・出展を予定するイベント等の概要及びイベント参加者等へのPR方法
 - ・その他実施する市外向けプロモーションの内容

- (5) その他独自提案
・実施可能な独自の取組とその効果

※2 番号②「見積書」は、数量・単価等、各項目の積み上げが明確に分かるよう作成すること。

5 提出方法

(1) 提出期日及び提出書類

ア 参加申込書類

- (ア) 提出期日：令和7年3月28日（金）17時15分まで【必着】
(イ) 提出書類：「4(1)参加申込書類」の番号①～⑤
(ウ) 提出部数：8部（原本は1部、残り7部は写しで構わない。）

イ 企画提案書類

- (ア) 提出期日：令和7年4月8日（火）17時15分まで【必着】
(イ) 提出書類：「4(2)企画提案書類」の番号①～②
(ウ) 提出部数：8部（原本は1部、残り7部は写しで構わない。）

(2) 提出先

本書中の「10 資料提出及び問合せ先」に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

6 選定方法（公募型プロポーザル方式）

提出された企画提案書等を基に、市職員で構成する選定委員会においてヒアリング審査を行い、提案内容全般を総合的に評価し、評価点の平均点が最も高く、かつ評価基準点以上の1事業者を、優先契約交渉業者として選定する。

(1) ヒアリング審査実施方法

1社当たり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。

(2) ヒアリング審査実施日程及び会場

日程：令和7年4月11日（金）午後

会場：三原市役所本庁舎3階 301・302 会議室

（三原市港町三丁目5番1号）

詳細な時間については、別途連絡する。

※当日市が準備するものは、企画提案書を投影するディスプレイ及び延長コードのみとする。

その他機材を使用する場合は、各自準備すること。

(3) ヒアリング出席人数

1社当たり3人までとする。

(4) 審査項目

別表1「令和7年度三原市シティプロモーション推進業務審査表」に基づき審査する。

(5) 結果通知

審査結果については、申請書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果について三原市ホームページに掲載する。

7 質疑応答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、「令和7年度三原市シティプロモーション推進業務質問表（様式第2号）」により質問事項を箇条書きにし、本書中の「10 資料提出及び問合せ先」に電子メールで送信すること。なお、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和7年3月24日（月）17時15分まで

(3) 回答方法

全ての質疑に対する回答を、令和7年3月26日（水）に三原市ホームページに掲載する予定である。

8 スケジュール

令和7年3月19日（水）	募集公示（募集要項・仕様書公表）
令和7年3月19日（水）	書類提出受付開始、質問受付開始
令和7年3月24日（月）	質問提出期限
令和7年3月26日（水）	質問回答予定日
令和7年3月28日（金）	参加申込書類提出期限
令和7年4月8日（火）	企画提案書類提出期限
令和7年4月11日（金）	ヒアリング審査実施
令和7年4月中旬以降	選考結果通知予定

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 募集要項、仕様書公表後は、広報戦略課のほか関連部署への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合は、提案を無効とする。
- (7) 契約締結日までの間において、「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、契約の相手方となることはできない。
- (8) 参加申請後、辞退する場合はその旨を連絡すること。
- (9) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく開示が実施されることがある。
- (10) 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

10 資料提出及び問合せ先

三原市経営企画部広報戦略課 シティプロモーション推進係 担当：三信、阿草

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号 Tel：0848-67-6016 Fax：0848-64-7101

E-Mail アドレス koho@city.mihara.hiroshima.jp